

「『真に』子どもにやさしい国をめざして」

家庭養育による健全な発育確保こそ子どもの権利

令和5年度 東北地区里親研修会・青森県里親大会

2023年 7月 29 日

元厚生労働大臣 塩崎恭久

＜目次＞

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

⇒ 幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

⇒ されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

⇒ 「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

6. 「方向良し」、されど「^{ほふく}匍匐前進」

⇒ 「子ども的一天」、「大人的一天」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

<目次>

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

➡幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

➡されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

➡「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

6. 「方向良し」、されど「^{ほ ぷく}葡萄前進」

➡「子ども的一天」、「大人的一天」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

「要保護児童の社会的養育問題」との出会い

- 1990年代央：宇和島市の児童養護施設「みどり寮」・谷松豊繁理事長（全養協第6代会長）の導き
——「施設入所の子ども達の半数強は虐待が原因。」
- 「NAISグループ」勉強会⇒自民党内勉強会⇒自民党議連⇒超党派議連
- 2015年4月：「戦後の要保護児童福祉政策は、浮浪児対策（戦争孤児対策）の延長線上で来てしまった。」（衆・赤坂宿舎での勉強会）
 - ⇒「保護」から「養育」へ
 - ⇒「権利主体性」と「家庭養育原則」へ
- 2016年：「平成28年抜本改正後の日本の行うべきことは、施設への新規入所を原則停止すること。」
（英国バーナードス元CEO ロジャー・シングルトン卿）

愛着理論 (Attachment Theory)

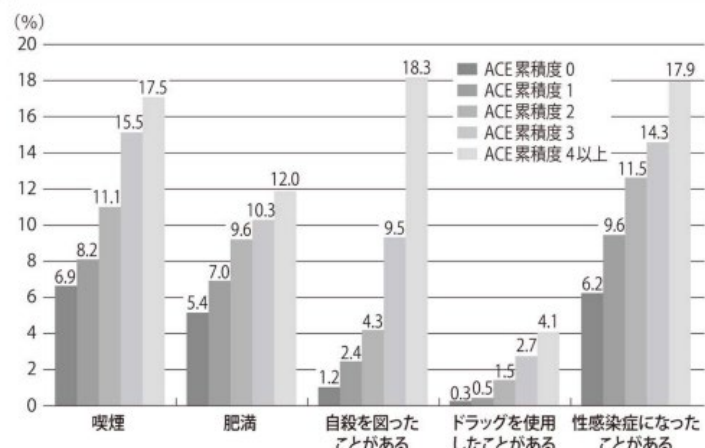
- 「愛着行動とは、子どもが不安な時に、親や身近にいる信頼できる人に訴え、甘え、安心しようとする行動」
- 「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」
- ➡子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ(1907-1990)が提唱。

「幼児教育の経済学」 ("Giving Kids a Fair Chance)

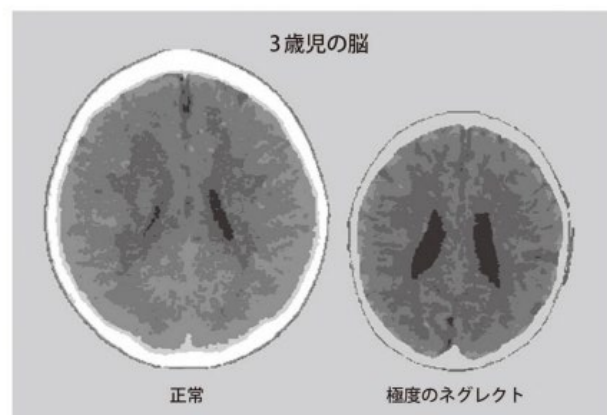
2000年ノーベル経済学賞受賞 経済学者
ジェームズ・ヘックマン 著

図2 逆境の小児期体験 (ACE) が成人後にもたらす健康問題



(出所) Robert Anda, "The Health and Social Impact of Growing Up With Alcohol Abuse and Related Adverse Childhood Experience: The Human and Economic Costs of the Status Quo." National Association for Children of Alcoholics, 2006.

図3 幼少期にネグレクトされた子供の脳の発達異常

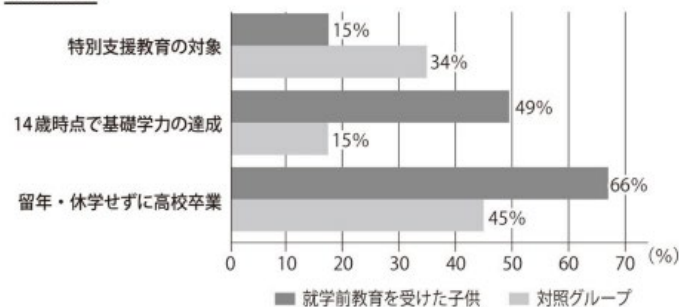


(注) 左は健康な3歳児の頭部スキャン画像で大きさは標準的。右は極度にネグレクトされて育った3歳児の頭部。脳の大きさが標準より著しく小さく、側脳室拡大と皮質の萎縮が見られる

(出所) B. D. Perry, "Childhood experience and the expression of genetic potential: what childhood neglect tells us about nature and nurture." *Brain and Mind* 3: 79-100, 2002.

図4.1 ペリー就学前プロジェクトの効果

教育的効果



40歳時点での経済効果

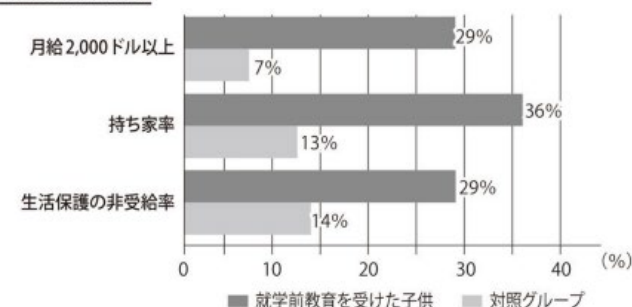
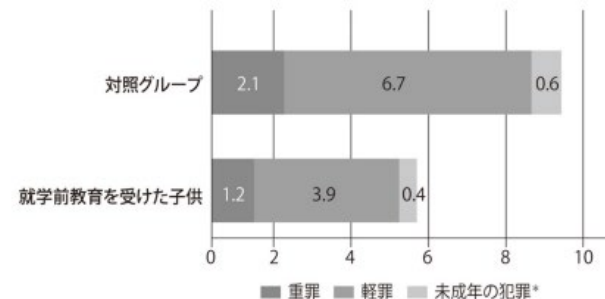


図4.2 40歳時点での逮捕者率



(出所) W. S. Barnett, "Benefit-Cost Analysis of Preschool Education." 2004.
*19歳未満の逮捕

養育里親名簿登録通知書

令和4年2月22日

養育里親名簿登録通知書

令和4年2月22日

塩崎 恭久 様
塩崎 千枝子 様

愛媛県知事 中村 時広



申請者	氏名	塩崎 恭久	性別	男・女	生年月日	昭和25年11月7日
	氏名	塩崎 千枝子	性別	男・女	生年月日	昭和26年10月31日
登録番号	298		登録年月日		令和4年2月16日	
			有効期間満了日		令和9年2月15日	
不登録の場合にあつては、その理由						

<目次>

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

➡ 幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

➡ されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

➡ 「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

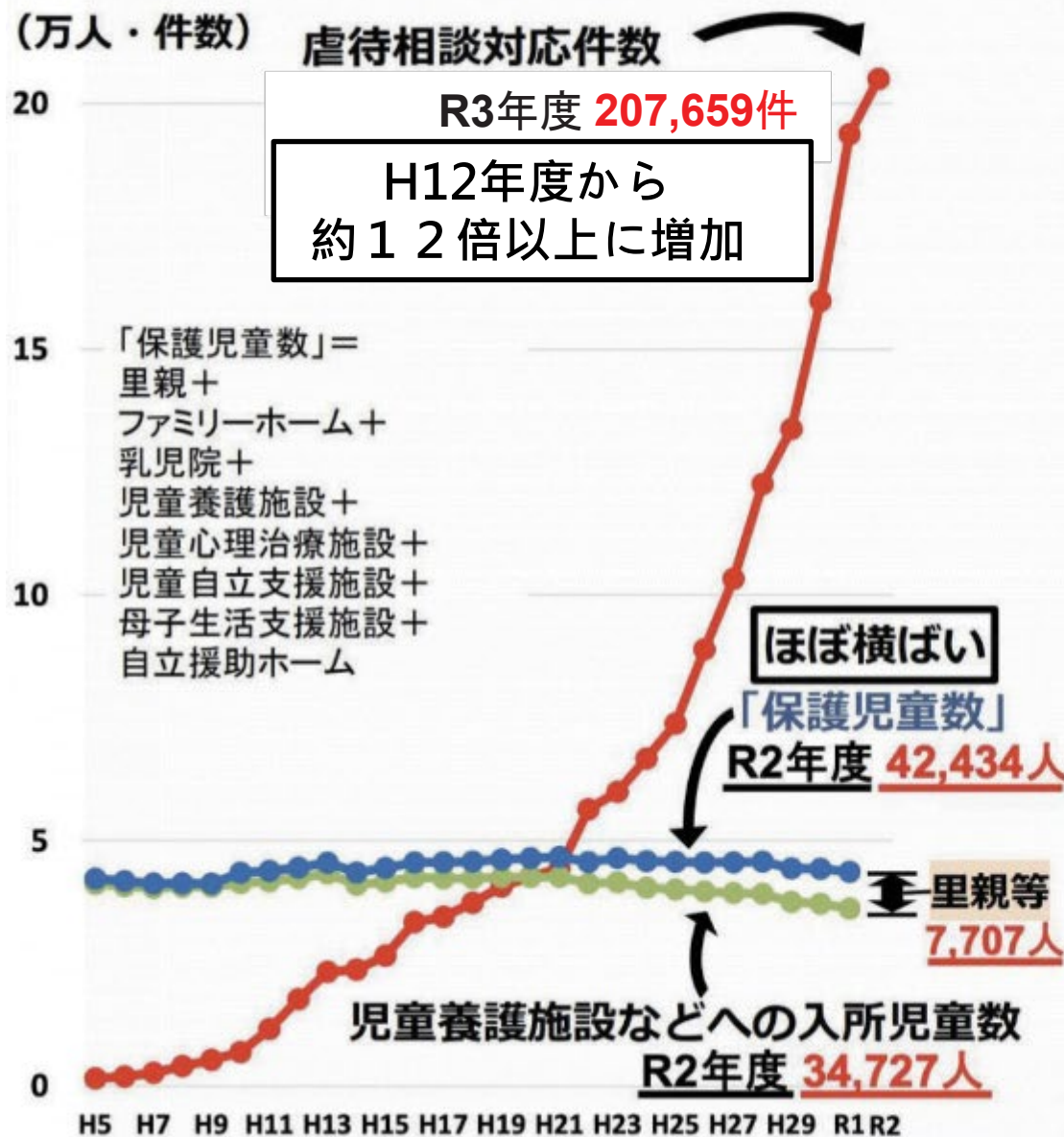
6. 「方向良し」、されど「^{ほふく}匍匐前進」

➡ 「子ども的一天」、「大人的一天」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？



(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

なぜ日本だけが「保護される児童」が少ない？

日本の単位児童人口当たり「保護児童数」（児童人口10,000人当たり）は、他の先進国と比べ、**1/3～1/6**、と圧倒的に少ない。
（英国56人、ドイツ74人、米国66人⇔**日本17人**）

考えられる理由

子どもを保護する体制が、量・質ともに全く不十分ではないか？

① 児童相談所の箇所数が少な過ぎないか？

	「児相の密度」
ドイツ	人口約16万人に1か所
英国	人口約37万人に1か所
日本	人口約55万人に1か所

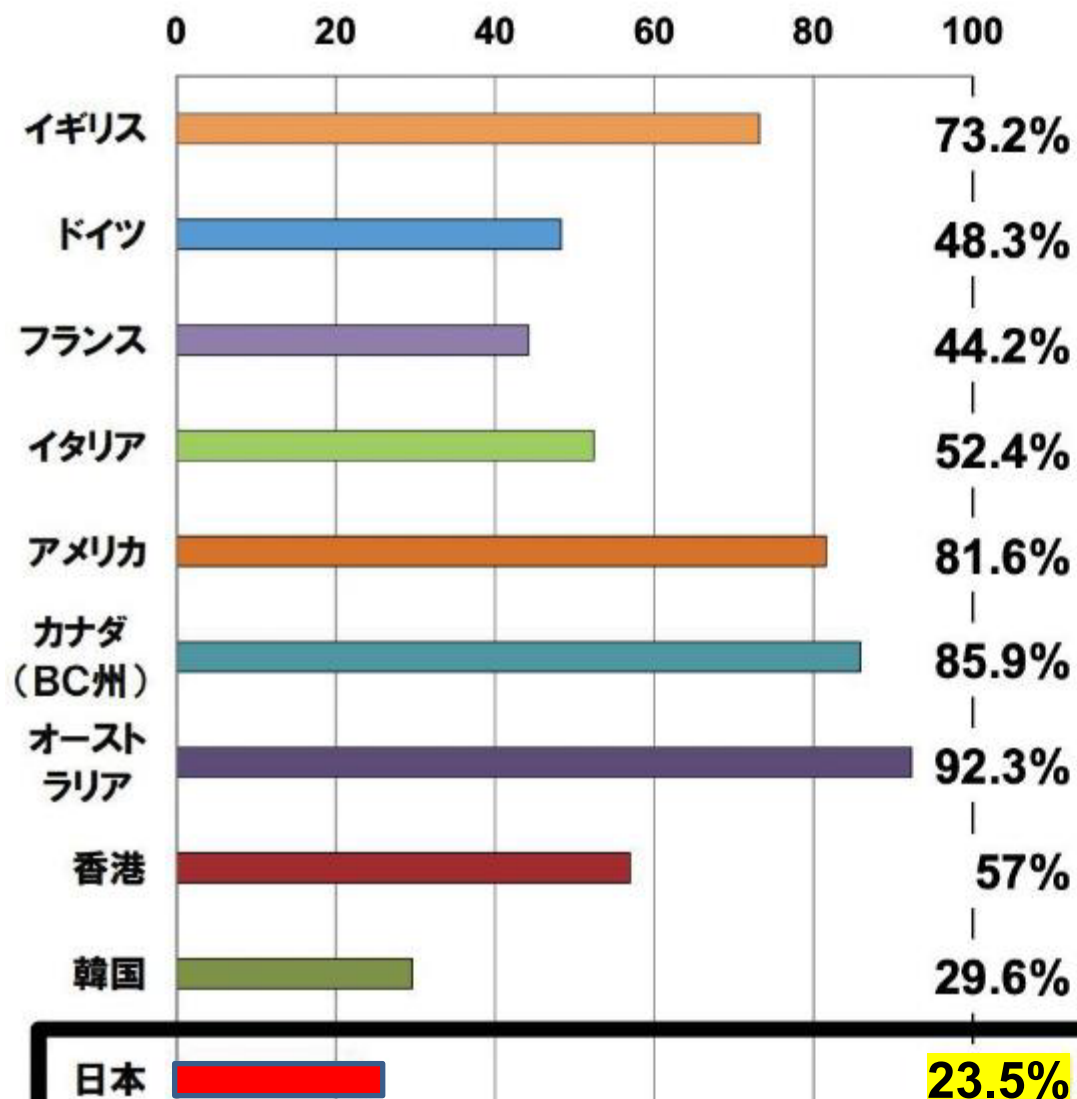
② 虐待対応現場での専門対応人材・数も少な過ぎないか？

虐待相談対応件数(205,044件)/児童福祉司(5100人)＝約40件/人
(令和2年度<速報値>)

③ 国、自治体、施設等とも、虐待対応人材の専門性に課題？

➡国家資格としての「**こども家庭福祉士(仮称)**」導入は必須。

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



(註) 2010年前後の値、日本のみ2022年3月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 関原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人 当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	711	0.56

(註) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2019年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。⁸
(出典) 厚生省資料より塩崎恭久事務所作成

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里 親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			15,607世帯	4,844世帯	6,080人			
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養 育 里 親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人		ホ ー ム 数	446か所
		専 門 里 親	728世帯	168世帯	204人			
		養 子 縁 組 里 親	6,291世帯	314世帯	348人			
		親 族 里 親	631世帯	569世帯	819人			
						委 託 児 童 数	1,718人	

施 設	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	母 子 生 活 支 援 施 設	自 立 援 助 ホ ー ム
対 象 児 童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施 設 数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定 員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現 員	2,351人	23,008人	1,343人	1,162人	3,135世帯 児童5,293人	818人
職 員 総 数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和3年10月1日現在）

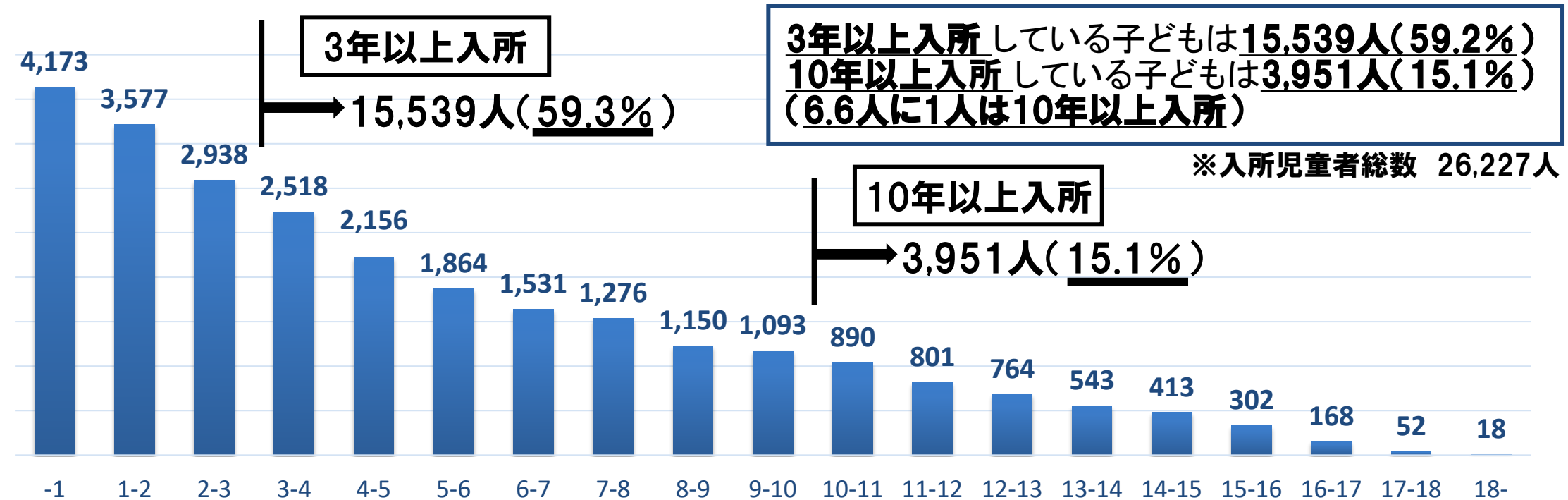
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和3年10月1日現在）

※自立援助ホームの定員、現員（令和4年3月31日現在）及び職員数（令和3年10月1日現在）は家庭福祉課調べ

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小 規 模 グ ル ー プ ケ ア	2197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

長過ぎる児童養護施設の入所期間（2020年）



少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（令和3年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

	入所児童 総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設 （「できる限り良好な家庭的環境」）		
			大舎等	「小規模グループケア」			分園型	地域小規模 児童養護施設
				「本体施設内」	「別棟」			
人数 (構成比(%))	23,503 (100)	19,386 (82.5)	9,741 (41.4)	7,584 (32.3)	2,061 (8.8)	4,117 (17.5)	1,242 (5.3)	2,875 (12.2)

都道府県市別の里親等委託率の差

70都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

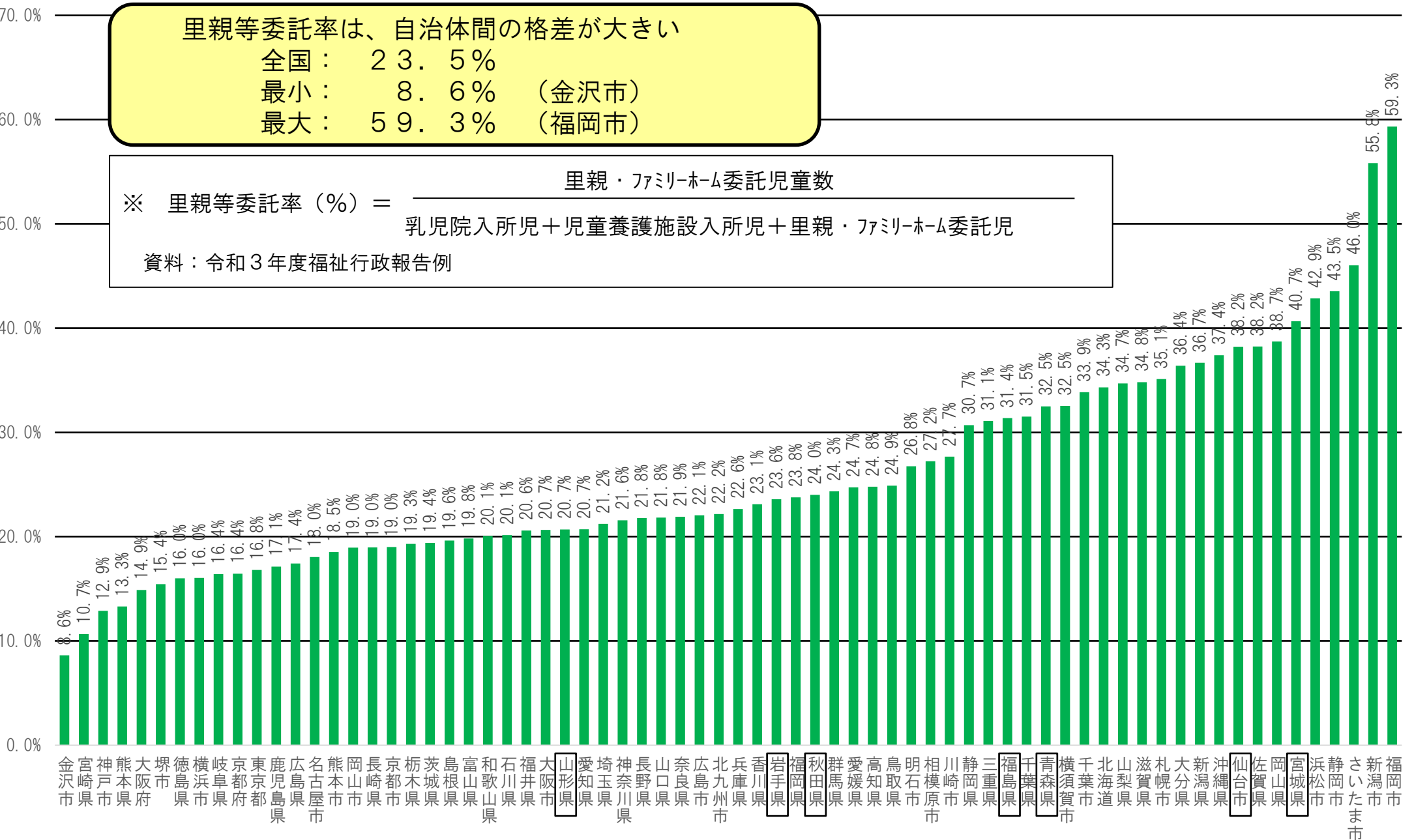
全国： 23.5%

最小： 8.6%（金沢市）

最大： 59.3%（福岡市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：令和3年度福祉行政報告例



<目次>

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

➡ 幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

➡ されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

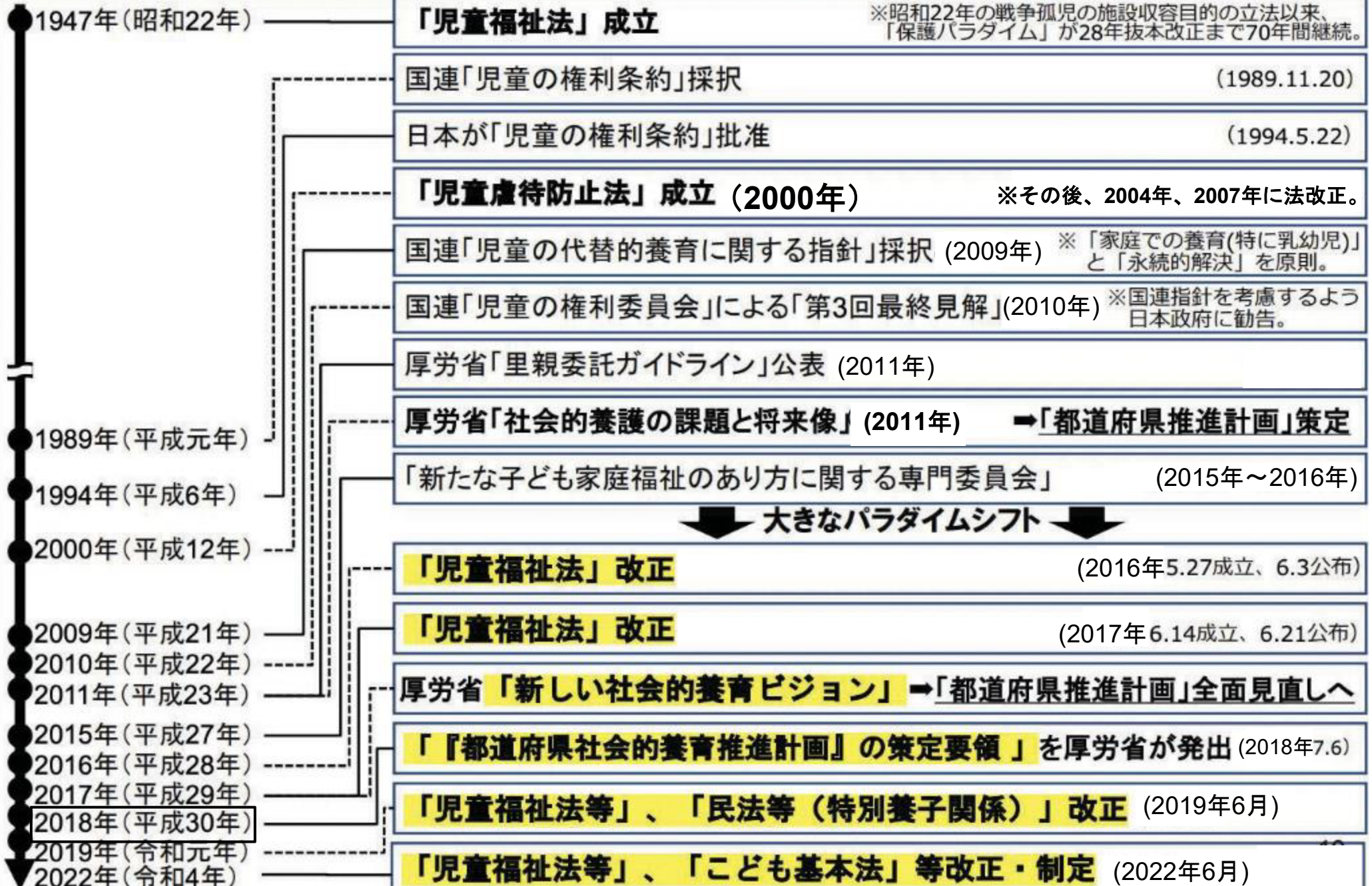
➡ 「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

6. 「方向良し」、されど「^{ほ ふう}匍匐前進」

➡ 「子ども的一天」、「大人的一天」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

社会的養育関連政策の推移



2023年4月 「こども家庭庁」スタート

⇒こどもまんなか社会の実現、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護 15

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄)

(親権者)

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

改正後の条文

第一条 (子どもの権利)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

第二条 (子どもの最善の利益優先原則)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、**心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条の二 (家庭養育優先原則)

国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略) 児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

社会的養育の形態と政府数値目標

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

〔家庭的養護〕

- ・里親
- ・ファミリーホーム

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

〔できる限り家庭的な 養育環境〕

- ・小規模グループケア
- ・グループホーム

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

〔施設養護〕

- ・児童養護施設
 - ・乳児院等
- (児童養護施設はすべて
小規模ケア)

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

① 〔家庭〕 実父母や親族等

② 〔家庭における養育環境と同様の養育環境〕

里親委託率

3歳未満
それ以外の就学前
学童期以降

概ね **5年以内に75%以上**
概ね **7年以内に75%以上**
概ね **10年以内に50%以上**

特別養子縁組成立数

概ね**5年以内に年間1,000人以上、その後も増加**

③ 〔できる限り良好な家庭的環境〕
小規模かつ地域分散型施設、まで

〔施設の新たな役割〕

施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。
高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

都道府県社会的養育推進計画について（令和４年度末現在）

- 各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。（令和２年８月７日）
- その後、個別ヒアリング等を通じて、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施し、これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したレーダーチャートを公表。（令和３年３月31日）
- さらに、都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和６年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託加速化プラン」の提出を求めている。

 は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)	7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.00%	75.0%以上	75.00%	75.00%	50.0%以上
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-	-		
青森県	27.8%	38.5%	-	-	60.9%	62.2%	47.9%
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%		51.9%	63.2%	62.2%
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	-	40.0%		
山形県	20.0%	57.5%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0% (36.0%)	-	-	-	-	-
千葉県 (千葉市)	27.9% (31.2%)	57.0% (55.6%)	-	-	75.4% (73.7%)	50.5% (74.1%)	32.5% (50.0%)
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0% (53.0%)	-	-	61.0% (61.0%)	77.0% (77.0%)	57.0% (57.0%)
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0% (40.0%)	-	-	60.0% (60.0%)		35.0% (35.0%)
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	-	75.0%以上		50.0%以上
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%
岐阜県	16.1%	48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%
静岡県 (静岡市) (浜松市)	21.9% (48.5%) (26.7%)	45.0% (53.0%) (56.0%)	-	-	65.0% (64.0%) (67.0%)	58.0% (58.0%) (59.0%)	46.0% (52.0%) (49.0%)
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	-	40.0%		33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)	7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上
和歌山県	20.5%	32.0%	-	-	55.6%	46.4%	42.1%
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	-	60.0%		
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	概ね50%以上		概ね40%以上
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	50.0% (50.0%)
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0% (29.0%)	-	-	43.5% (43.5%)	44.0% (44.0%)	42.4% (42.4%)
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	-	45.0%		
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%		70.0%	70.0%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%
高知県	18.7%	40.0%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4% (45.4%)	55.9% (55.9%)	44.2% (44.2%)	69.8% (69.8%)	58.7% (58.7%)	30.3% (30.3%)
大分県	33.1%	75.0%	-	-	75.0%	50.0%~ 75.0%	35.0%~ 50.0%
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	-	40.0%		
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	-	58.3%		30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%
福岡市	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%
世田谷区		76.9%	75.9%	77.4%	75.0%	76.5%	50.2%
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	-	45.0%		
明石市		57.1%	-	-	100.0%	100.0%	62.1%

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和2年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※			合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合		児童数 (人)	割合 (%)
						0～2歳	(%)		
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	—	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	—	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	—	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	—	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	—	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	—	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	—	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	(27.7)※※	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	(28.9)	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	25.0	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	25.3	23.5	33,157	100

児童福祉法抜本改正。

変化は殆ど加速していない！

里親等委託率

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

※※()内は0～6歳。
— は、乳幼児期の里親等委託率のデータが存在しない事を示す。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
474	513	542	495	616	624	711	693	683

<目次>

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

➡ 幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

➡ されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

➡ 「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

6. 「方向良し」、されど「^{ほ ぷく}葡萄前進」

➡ 「子ども的一天」、「大人的一天」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

「社会的養育」では「法律問題」が不可避⇒児相に常勤弁護士必置を

- 「基本的人権」は、子どもを含め、全国民が等しく享有（日本国憲法）。
- 「要保護児童→社会的養育」問題の多くは、「親の権利」と「子どもの権利」の鋭い対立。
 - ➔ 「法律問題」として解決の要（「民法」vs.「児福法」・「こども基本法」）。
 - 「全て児童は、…『適切な養育を受ける権利』…を有する」（児福法第一条）。
- 被虐待児を守り、「健全な養育」を確保するには、「現場での適時適切な法律判断」が必要。
 - ➔ 執行現場の児相には、ソーシャルワークを理解し、迅速に判断できる常駐・常勤弁護士が必要。
 - 「非常勤・契約顧問弁護士」では、ソーシャルワークの現場におらず、一時保護時、親子分離時など、「子どもの権利実現に資する適時の法的判断」は困難。

「要保護児童問題」が「法律問題」である事の例

- 「一時保護」は「行政による、子どもと親、双方の権利を侵害する可能性のある身柄拘束」。
 - ➡ 漸く、令和4年児福法改正で「親権者等が同意した場合等を除き、一時保護開始時の司法関与」を導入。
- 「一時保護時の通学停止」は、子どもに均しく認められている「学校において教育を受ける権利」を侵害。
- 「親の同意が得られないために里親に出せない」との論理は、親の論理優先により「子どもの健全な養育を受ける権利」を侵害し、子どもの「家庭養育優先原則」による愛着形成機会を奪う恐れ。
 - 例えば、乳児院入所2年経過後に初めて里親に措置することは、愛着形成の最重要時期（0～2歳）における健全な養育機会の権利を奪う恐れ。
 - 児童相談所の一部では、要保護児童の措置に関し、**施設か里親かは児相が決める前提で協議**を進め、**同意書**では**「施設や里親」へ預けることに同意**を求めている。

「実親の同意」は里親に出さない理由となるか？

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告……のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(中略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(中略)

④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを選ることができない。

(中略)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

同意書

児童氏名 (以下「児童」という。)
平成・令和 年 月 日生 (男・女)

児童の、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に基づく措置 (里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は施設入所。以下「3号等措置」という。) については、下記事項を確認のうえ同意します。

記

- 1 3号等措置中の児童の監護、教育及び懲戒に関する、同児の福祉のため必要な措置については、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長にお任せします。
- 2 保護者の課税状況については、地方税法の規定に基づく課税台帳等により貴所において確認されることを承諾し、3号等措置の費用負担については、福岡市の規定どおり期日までに納付します。
- 3 児童が法で定める定期の予防接種及びその他必要な予防接種を受けるにあたって、これらの予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、各予防接種実施に係る同意には、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長に委任します。
- 4 3号等措置解除については、貴所及び3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長と協議します。

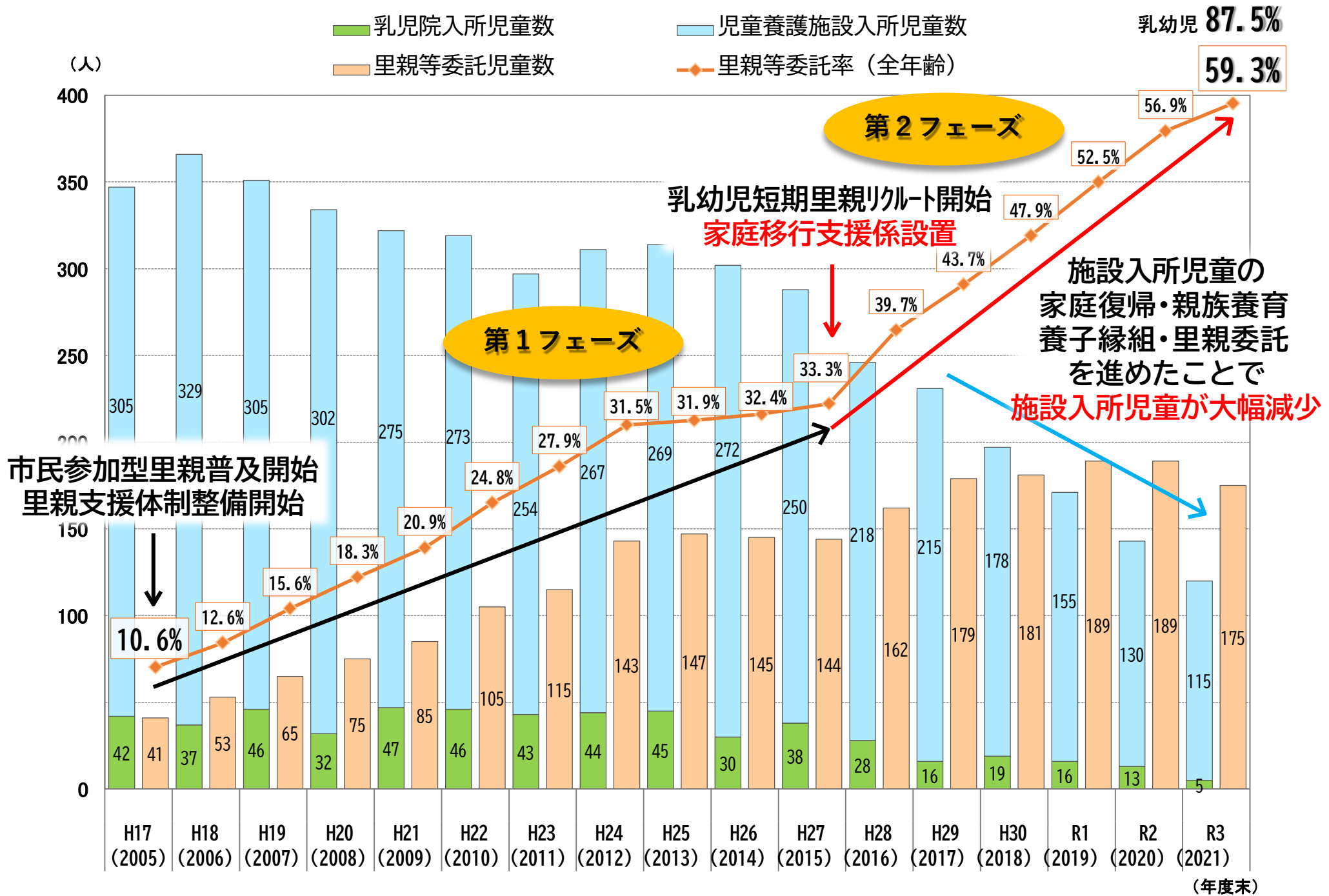
令和 年 月 日

(あて先) 福岡市児童相談所長
(福岡市こども総合相談センター)

保護者 (児童との続柄)
住所
氏名
電話

印

施設入所児童数・里親等委託児童数・里親等委託率の推移



出典：「家庭養育と虐待予防の推進 ～福岡市のチャレンジ～」 福岡市 こども未来局 こども家庭課 こども福祉係長 福井 充
自民党・超党派議員連盟合同総会（2023年4月12日）資料より

「乳幼児期は家庭養育」は28年法改正以降、わが国の大原則

- ドイツでは就学前まで、英国では小学校卒業まで、「里親・養子等家庭養育」が原則。

——いづれも、施設入所は家庭養育が困難で、特別な専門的なケアが必要なケースに限定。

- 日本では、平成28年児福法改正論議開始時から、「乳幼児期は施設入所ではなく、原則『家庭養育（里親・養子）』」との法律上の明記を、「大臣指示」により繰り返し主張。

➡結果、改正法公布時の「局長通知」において、「乳幼児期における家庭養育原則」を「国の原則」として児相設置自治体に明確に発信。

平成28年6月3日、厚労省雇・児局長通知＜改正児福法公布通知＞

（「里親ガイドライン」にも同様に明記）

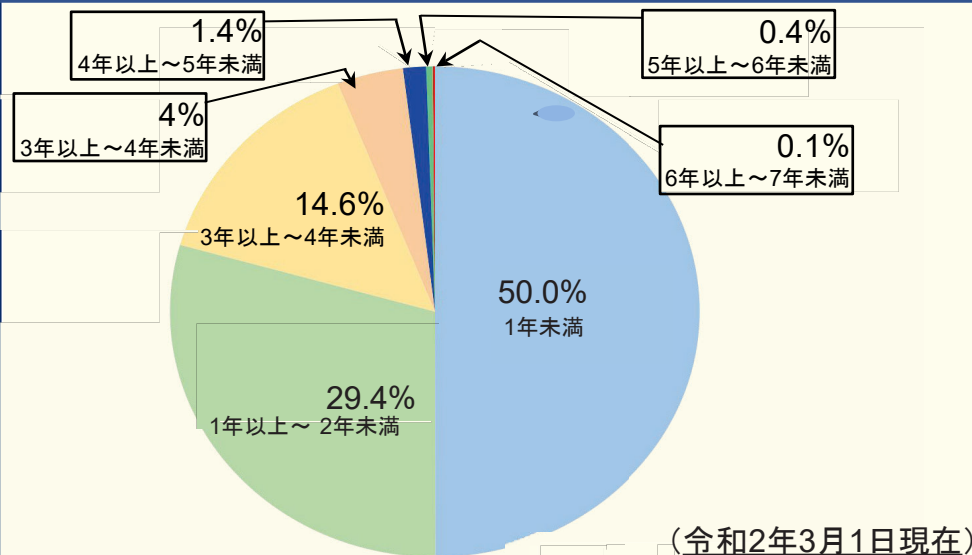
「・・・養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要である。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。」

乳児院からの措置解除および措置変更の状況

(上段は人、下段は%)

			乳児院退所者								
			家庭復帰へ	家庭と同様の養育環境へ				施設へ		その他	
				里親へ	FHへ	養子縁組へ		養護施設へ	その他施設へ		
平成25年度	人数 構成比	2,131 100%	957 44.9%	307 14.4%	224 10.5%	31 1.5%	52 2.4%	730 34.3%	684 32.1%	46 2.2%	137 6.4%
平成28年度	人数 構成比	1,965 100%	854 43.5%	377 19.2%	280 14.3%	15 0.8%	82 4.2%	611 31.1%	567 28.9%	44 2.2%	123 6.3%
令和元年度	人数 構成比	1,877 100%	736 39.2%	438 23.3%	314 16.7%	25 1.3%	99 5.3%	648 34.5%	531 28.3%	117 6.2%	55 2.9%
令和3年度	人数 構成比	1,539 100%	580 37.7%	390 25.3%	280 18.2%	17 1.1%	93 6.0%	507 32.9%	438 28.5%	69 4.5%	62 4.0%

乳児院の在所期間別在籍児童数について



「里親委託ガイドライン」における記述

1 乳児院からの措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

(令和3年3月29日現在)

児童虐待による一時保護および一時保護委託の状況

- 令和3年度の児童虐待が理由の一時保護件数は27,310件であり、そのうち一時保護委託件数は12,107件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約44.3%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で6,043件と約5割を占めている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一時保護所内	12,556 (62.2%)	13,152 (61.8%)	14,468 (57.2%)	16,853 (46.1%)	15,800 (57.7%)	15,203 (55.7%)
一時保護委託	7,619 (37.8%)	8,116 (38.2%)	10,845 (42.8%)	13,411 (53.9%)	11,590 (42.3%)	12,107 (44.3%)
児童養護施設	2,960 (14.7%)	2,860 (13.4%)	3,868 (15.3%)	4,872 (16.1%)	4,113 (15.0%)	4,445 (16.3%)
乳児院	1,274 (6.3%)	1,501 (7.1%)	1,591 (6.3%)	1,857 (6.1%)	1,639 (6.0%)	1,598 (5.9%)
里親	1,161 (5.8%)	1,408 (6.6%)	1,890 (7.5%)	2,658 (8.8%)	2,228 (8.1%)	2,454 (9.0%)
その他	2,224 (11.0%)	2,347 (11.0%)	3,496 (13.8%)	4,024 (13.3%)	3,610 (13.2%)	3,610 (13.2%)
一時保護総数	20,175	21,268	25,313	30,264	27,390	27,310

* ()は、一時保護総数に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

<目次>

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

➡ 幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

➡ されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

➡ 「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

6. 「方向良し」、されど「^{ほ ふう}匍匐前進」

➡ 「子ども的一天」、「大人的一天」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

里親の種類と委託数・委託児童数

(里親数、児童数は福祉行政報告例)
(2023年3月末現在)

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	合計
登録里親数	12,934世帯	728世帯	6,291世帯	631世帯	20,584世帯
委託里親数	3,888世帯	168世帯	314世帯	569世帯	4,939世帯
委託児童数	4,709人	204人	348人	819人	6,080人

里親への手当等の目的と支給額

(2023年度単価)

里親に支給される手当等

里親手当
(月額/人)

養育里親	90,000円 (2人目以降: 90,000円)
専門里親	141,000円 (2人目: 141,000円)

※2020年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費 (食費、被服費等) (月額/人)	乳児	60,670円
	乳児以外	52,620円

その他 (教育費、入進学・就職・大学進学等支度費、医療費、通院費等)

フォスタリング機関による里親等支援

「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】（平成29年8月2日）

《フォスタリング機関とは？》

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育（一連の包括的な業務をフォスタリング業務と呼ぶ）は、里親とフォスタリング業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとするのが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関（以下、フォスタリング機関）は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。（P33）

《「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設》

（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。（P3～4）

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】（平成30年7月6日）

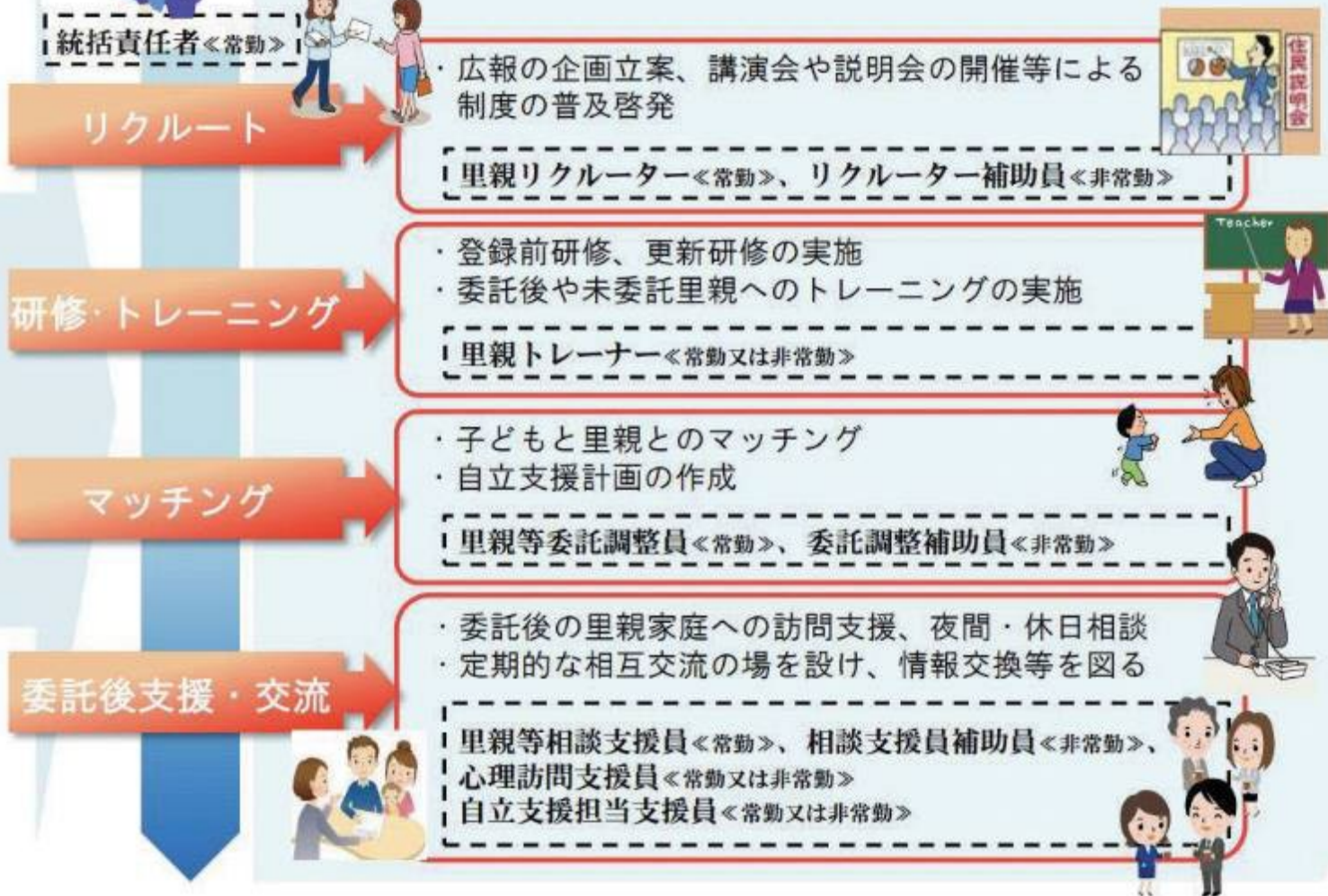
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。（P14）

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制



事業の全部又は
一部を委託可能



里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別の金額（令和４年度）

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の令和４年度交付決定における里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別の交付申請額は以下のとおり。

※ 令和４年度交付決定は自治体からの交付申請額どおり行われている。

（単位：円）

自治体名	金額	自治体名	金額	自治体名	金額	自治体名	金額
北海道	18,972,000	岐阜県	66,000,000	佐賀県	36,361,000	堺市	6,859,000
<u>青森県</u>	11,902,000	静岡県	25,457,000	長崎県	14,074,000	神戸市	7,365,000
<u>岩手県</u>	18,101,000	愛知県	20,375,000	熊本県	62,625,000	岡山市	4,564,000
<u>宮城県</u>	33,372,000	三重県	28,694,000	大分県	20,282,000	広島市	4,682,000
<u>秋田県</u>	9,624,000	滋賀県	15,224,000	宮崎県	27,067,000	北九州市	5,298,000
<u>山形県</u>	5,544,000	京都府	1,096,000	鹿児島県	3,414,000	福岡市	45,757,000
<u>福島県</u>	838,000	大阪府	114,901,000	沖縄県	15,275,000	熊本市	36,725,000
茨城県	69,440,000	兵庫県	32,000,000	札幌市	33,072,000	港区	34,195,000
栃木県	30,640,000	奈良県	6,213,000	<u>仙台市</u>	5,654,000	世田谷区	31,100,000
群馬県	12,446,000	和歌山県	29,860,000	さいたま市	3,126,000	中野区	19,824,000
埼玉県	33,946,000	鳥取県	7,843,000	千葉市	18,202,000	豊島区	6,715,000
千葉県	23,974,000	島根県	1,329,000	横浜市	19,953,000	荒川区	20,198,000
東京都	195,037,000	岡山県	4,623,000	川崎市	58,990,000	板橋区	22,600,000
神奈川県	36,688,000	広島県	7,597,000	相模原市	9,498,000	江戸川区	27,977,000
新潟県	4,219,000	山口県	22,907,000	新潟市	2,306,000	横須賀市	2,668,000
富山県	5,397,000	徳島県	6,254,000	静岡市	15,589,000	金沢市	209,000
石川県	4,133,000	香川県	3,335,000	浜松市	2,815,000	明石市	7,152,000
福井県	10,339,000	愛媛県	462,000	名古屋市	29,405,000	奈良市	7,908,000
山梨県	20,400,000	高知県	28,790,000	京都市	18,869,000		
長野県	23,990,000	福岡県	106,794,000	大阪市	88,302,000		
						合計	1,875,431,000

<目次>

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

➡ 幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

➡ されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

➡ 「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

6. 「方向良し」、されど「^{ほふく}匍匐前進」

➡ 「子どもの一日」、「大人の日」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

都道府県等・児童相談所による支援の強化

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センターを児童福祉施設として位置づける**。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- **里親支援の費用**を里親委託の費用と同様に**義務的経費**とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に**入居させ、又は事業所等に通所、訪問**により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

② 府令における規定内容（案）（里親支援センター）

府令の規定内容（案）

（設備の基準について）

里親支援センターには、事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならないこととはどうか。

（職員配置基準について）

里親支援センターには、①里親支援センターの長、②里親制度等普及促進担当者、③里親等支援員、④里親研修等担当者を置かなければならないこととし、各職員の資格要件は以下のとおりとはどうか。

①里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者ア

：児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ）

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

②里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

※ なお、調査研究での指摘等を踏まえ、ウの要件に該当する者としては、例えば、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は勧誘等を行った経験を有する者が考えられる旨を通知等でお示しする予定。

③里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

④里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（運営基準について）

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する第三者評価及び関係機関との連携を行う義務がある旨を定めることとはどうか。

※ なお、施行後一定期間をかけて里親支援センターへの移行を促していく方向で検討中。

NPO法人

子どもリエゾンえひめ

家庭を必要としている子どもたちがいます。
子どもと自宅で暮らして下さる
里親さんを募集しています。

発起人・NPO法人役員

理事長	山内 幸春	元愛媛県東予子ども・女性支援センター(児童相談所) 所長、社会福祉士、養育里親
副理事長	西崎 眞理	松山赤十字病院小児科 医師
副理事長	射場 和子	弁護士、2022年度日本弁護士連合会 理事
理事	石丸 世志	愛媛県女性保護対策協議会 副会長、元児童福祉司、公認心理師
理事	塩崎 千枝子	前松山東雲女子大学 学長、社会福祉士、保護司、養育里親
監事	寺坂 史子	愛媛県女性保護対策協議会 副会長、愛媛ユネスコ協会 事務局長
	小椋 史香	愛媛県看護協会 会長
	近藤 陽一	松山赤十字病院 成育医療センター長、小児科部長
	武智 恵子	まつやま助産院 院長、助産師
	鈴木 静	愛媛大学法文学部 教授
アドバイザー	塩崎 恭久	前衆議院議員、元厚生労働大臣、養育里親

(敬称略)

里親さんを募集しています！

子どもリエゾンえひめ 活動報告

5月 街頭の啓発活動(5/21、5/25、5/28)

5/21 坊っちゃん広場(松山市駅前)
たぬき広場(千舟町交差点)



5/21 坊っちゃん広場(松山市駅前)



5/28 雄郡寮ガレッジセール
(愛媛県更生保護会/松山地区更生保護女性会 主催)



1

里親さんを募集しています！

子どもリエゾンえひめ 活動報告

6月 子どもリエゾンえひめ設立記念講演会(6/4)

会場：松山市総合福祉センター
参加人数：約250名(会場・オンライン)



【講師】四国こどもとおとなの医療センター
小児アレルギー科医長 育児支援対策室長
木下 あゆみ 医師

2

里親さんを募集しています！

子どもリエゾンえひめ 活動報告

4月 活動開始！

4/2 役員・スタッフ研修会



【講師】特定非営利活動法人キアアセツト
代表 渡邊 守氏
ソーシャルワーカー 中村 みどり氏

5月

5/15 記者会見(愛媛県庁番町記者クラブ)



新聞、ニュース等マス
コミ各社に取り上げて
いただきました



0

第1回 子どもリエゾンえひめ フォーラム

日時

9/30

13:30~16:00

会場

松山市医師会館 3階 いきいきホール
(松山市藤原町2丁目4-70)

基調講演

里親養育・フォスターケアはどこに向かうのか
～福岡市における18年間の道のりを踏まえて～

講師



西日本こども研修センターあかしセンター長
精神科医
藤林 武史さん

講師プロフィール

医療機関、精神保健福祉センターでの勤務経験を経て、2003年より
福岡市こども総合相談センター(福岡市児童相談所)所長に就任。18
年間の勤務ののち、2021年4月より西日本こども研修センターに勤務。
2022年度より現職。
主な著書「児童相談所改革と協働の道のり(明石書店、編著)」「日本
の児童相談所と子ども(明石書店、共著)」

パネルディスカッション

子どもと家族のための里親
「新しい絆へ」

パネリスト

西日本こども研修センターあかしセンター長、精神科医
藤林 武史さん
子どもリエゾンえひめ 理事長、
元愛媛県東予子ども・女性支援センター 所長
山内 幸春
子どもリエゾンえひめ 副理事長、松山赤十字病院 小児科医師
西崎 眞理

0

<目次>

1. 「愛着形成」こそ「健全な発育」の礎

➡ 幼少期の子どもに投資する社会へ

2. 「保護パラダイム」と「過少保護児童数」で来た日本の社会的養育

3. 「浮浪児対策」から「子どもの権利、家庭養育優先原則」へ大転換

➡ されど、変化の加速なし！！

4. 「親の不同意」は法律で克服、幼少期から「家庭養育」へ

5. 「里親」、「特別養子縁組」中心に「家庭養育」推進

➡ 「負の連鎖」を断ち、「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む。

6. 「方向良し」、されど「^{ほ ぷく}葡萄前進」

➡ 「子ども的一天」、「大人的一天」。その重みは全く異なる。

7. 課題山積。問われる「こども家庭庁」の覚悟。

社会的養育人材の能力・量の充実こそ急務

- ★ 専門人材による科学に基づく「子どものソーシャルワーク」を能力・量ともに発展、充実させる事こそが急務。格段のスピードアップが必須。
- ★ 厚労省は、自治体・民間に丸投げ、突き放しをせず、全国の要保護・要支援児童が、等しく、一定水準以上の能力ある人材の下で健全養育されるよう、人材育成・確保態勢の実現に責任を負うべき。
- ★ そのため、国家資格としての「子ども家庭福祉士(仮称)」導入をはじめとする「社会的養育エコシステム」を、責任をもって構築、常時その維持に責任を負うべき。

- 児童相談所人材の能力向上、充実
- 市町村・福祉・教育現場人材の能力向上、充実
 - 自治体は「子ども家庭福祉士(仮称)」等中核的専門人材を長期配置。研修充実。
 - フォスタリング機関人材の能力向上。
- 里親・特別養子養親の能力向上、充実
 - 国は、研修の格段の質・量向上を、自治体は、「上乘せ、横出し」を実践。
 - 「登録前研修＋5年毎更新研修」⇒「登録前研修＋頻回研修＋専門研修」、「特別養子養親研修」
- 児童福祉施設の人材の能力向上、充実
 - 高機能化、多機能化にふさわしい専門人材の必置化。施設採用要件の「中学卒」は再考すべき。
- 児童精神医学の充実
 - 医学教育、診療報酬体系、人員配置基準の見直し、「医療と福祉の融合」等。
- 司法人材の能力向上

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6．関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての的確な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保

子ども家庭福祉の認定資格

試験

※認定機関が実施。指定研修等の効果も測定する実践的な内容

※子ども家庭福祉の現場で働きながらの受講や試験となるため、現場の意見も聴きながら内容は今後検討

子ども家庭福祉指定研修（100時間程度）

相談援助の実務経験
2年

ソーシャルワーク
に関する研修の受
講

ソーシャルワーク
に関する研修の受
講

社会福祉士

精神保健
福祉士

子ども家庭福祉分野の
相談援助の実務経験
4年

保育士の
実務経験
4年

※上記の（◎）参照

一定の実務経験のある有資格者のルート

現任者のルート

※対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ今後検討

認定機関が認定するカリキュラム

※当分の間の経過措置

施設種別		箇所数・人数	子ども家庭福祉士(仮称)の潜在ニーズ
児童相談所		225 箇所	
		225 人(所長)	225 人(所長全員と仮定)
		5,168 人(児童福祉司)	5,168 人(児童福祉司全員と仮定)
一時保護所		145 箇所	145 人(1箇所1人と仮定)
市区町村		1,741 市町村	
		9,370 人(虐待担当対応窓口職員)	9,370 人(虐待担当対応窓口職員全員と仮定)
児童福祉施設	乳児院	144 箇所	
		435 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員)	435 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
	児童養護施設	612 箇所	
		1,261 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員)	1,261 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
		13,089 人(直接処遇職員を含む全職員数)	6,545 人(困難事例への集中を踏まえ直接処遇職員等の半数と仮定)
	児童心理治療施設・児童自立支援施設	109 箇所	
		110 人(家庭支援専門相談員)	110 人(家庭支援専門相談員を全員と仮定)
	母子生活支援施設	212 箇所	212 人(1箇所1人と仮定)
	障害児入所施設	474 箇所	1,422 人(1箇所3人と仮定)
	児童家庭支援センター	144 箇所	432 人(1箇所3人と仮定)
自立援助ホーム		193 箇所	579 人(1箇所3人と仮定)
アフターケア事業所		95 箇所	285 人(1箇所3人と仮定)
フォスタリング機関		222 箇所	666 人(1箇所3人と仮定)
養子縁組民間あっせん機関		22 箇所	66 人(1箇所3人と仮定)
保育所等		23,539 箇所	23,539(1箇所1人と仮定)
児童発達支援センター		737 箇所	2,211 人(1箇所3人と仮定)
小児科を標榜している病院		2,556 箇所	2,556 人(1箇所1人と仮定)
合計			45,857 人

【参考】

○仮に市区町村虐待担当対応窓口職員を全員、子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、9,370 人のニーズ。

市区町村	1,741 市町村	
	9,370 人(虐待担当対応窓口職員)	9,370 人(虐待担当対応窓口職員全員と仮定)
合計		9,370 人

○中学校区に1人配置、高校に1人配置したスクールソーシャルワーカーを、全員子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、8,575 人のニーズ。

学 校	小学校中学校	小:13,525 箇所 中:7,020 箇所	3,323 人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定)
		3,323 人(スクールソーシャルワーカー)	将来的には、中学校区に1人配置と想定すると、7,020 人
	高校	1,555 箇所	411 人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定)
		414 人(スクールソーシャルワーカー)	将来的には、すべての高校に1人配置と想定すると、1,555 人
合計			8,575 人

○社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査(2020 年 11 月、公益社団法人社会福祉振興・試験センター)

社会福祉士(登録数) 250,290 人

精神保健福祉士(登録数) 90,828 人

なお、精神保健福祉士で、福祉・介護・医療の分野で働いている人の割合は 75.2%。これを登録数に乗じると、約 68,300 人となる。

○医療福祉系国家資格登録数(各団体の HP より)

・視能訓練士 15,351 名

・臨床工学技士 約 24,000 名

・言語聴覚士 36,255 名

・公認心理師 42678 名

②里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NP0等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1)基礎研修 ・養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等) ③里親にもとめられるものを共有する(グループ討議)	1日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について(ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題) ③地域における子育て支援サービス(ex地域における子育て相談・各種支援サービス等) ④先輩里親の体験談・グループ討議(ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの) ⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)
(2) 認定前研修 ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 ＋ 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ(里親が行う養育に関する最低基準) ②里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) ③子どもの心(子どもの発達と委託後の適応) ④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養) ⑤関係機関との連携(児童相談所、学校、医療機関) ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習(児童福祉施設、里親)
(3) 更新研修 ・登録または更新後5年目の養育里親 ・登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

虐待は、

小児期逆境体験（ACEs: Adverse Childhood Experiences）のひとつ

45

小児期逆境体験（ACEs: Adverse Childhood Experiences）とは

- 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待
- ネグレクト
- 親との離別・死別
- 家族の病気、家族の収監、家庭内の暴力
- いじめを受ける
- 被害者になること：事件・事故、犯罪、災害など
- 社会的に劣悪な情勢：戦闘・戦争下、テロ、難民など

のことで、これらは子どもの発達の順行を妨げる要因となる。

虐待など逆境に育つ子ども達に起こる問題

46

- 発達に応じた、適切な養育を受けられない → 体も心も育たない。
 - 乳幼児期：保護され、世話をされ、アタッチメント（愛着）が育つ時期
 - 学童期：知的好奇心をもち、守られながらの活動・力試し・仲間関係の体験をする時期
 - 思春期：仲間関係の発展、心身機能の充実、アイデンティティ確立の時期→ これらの発達課題をこなせない
- トラウマを負う
- 生涯にわたる心身の問題をもつ

小児期の逆境体験が、後年どのような影響を与えるかの研究

ACEs Study

(アメリカ疾病予防管理センター, 2016)

47

- 1995年に始まり, 現在も継続的に行われている追跡研究
- 18歳までに逆境体験(ACEs)

心理的虐待, 身体的虐待, 性的虐待, 家庭内暴力, 家庭内での薬物濫用,
家庭内の精神障害, 親との離別や離婚, 家族の収監

があると

- ①精神疾患のリスクを高める: PTSD, 抑うつや不安障害, 精神病症状, 薬物乱用など
 - ②知的な発達や学習能力へ影響する
 - ③慢性身体疾患のリスクを高める
- ★それらは逆境体験数に比例している

【出典】田中究: 児童青年精神医学とその近接領域vol. 57 (2016)

児童精神科病棟における治療の現状

48

- 精神保健福祉法上の精神科病床（隔離室含む）
- 人員配置：常時2名以上（うち1名は精神保健指定医）、看護師10：1、臨床心理士1、PSWI、
- 診療報酬：児童・思春期精神科入院医療管理料2995点／日
強度行動障害入院医療管理加算300点／日
- 教育の保障：院内学級、訪問学級、フリースクールなど
- **問題点**
 - ・入院の同意を得る保護者が、虐待者・加害者である場合
 - ・入院を維持するための、医療費以外の生活費が不足する子
 - ・何をするにも人手が必要：基準を満たしていても、まだまだ不足
 - ・もっと授業をしてあげたい（教員の配置にも、各自治体ごとの限度がある）
 - ・退院後もつながりをもって支援したい（パラメディカルスタッフの専従基準の矛盾）

課題（吹き出し部分）

49

- 治療における保護者の同意：精神保健福祉法と児童福祉法は補完しあっておらず、精神保健福祉法上の児童精神科入院治療では、特に生じやすい問題
- 隔離・拘束を要する患児には、身体疾患でいうところの集中治療室（PICU）に匹敵する看護力が必要。人手があれば、隔離拘束を減らすことはできる
- 親の貧困のみならず、児童福祉法上の措置費は入院にかかる生活費を想定していない
- 子どもの安全を守る委員会（CAPS）や子ども虐待スクリーニングチーム（SCAN）などの設置（診療報酬外）
- 退院した後の子どもや親のための支援として、リカバリー総合応援部（注）の設置（診療報酬外）

令和4年児福法等改正における前進と足踏み

- 「『里親支援センター』の児童福祉施設扱い」等、義務的経費化を伴う「児童相談所と民間との協働」による支援強化は評価。
——ただし、「何ちゃって『里親支援センター』」には要注意。
- 市区町村の役割分担・体制強化の方向性も評価。
——「こども家庭センター」設置、「サポートプラン」作成は一步前進。
- 「親権者非同意の場合の一時保護開始時の司法審査導入」は子どもの「権利主体性」確立に一步前進ながら、本来は、全ての一時保護ケースにおいて、多少時間をかけてでも司法審査が必要（当初の国の「先送り」方針は議連が逆転）。
- 「子ども家庭福祉士（仮称）」＜国家資格＞導入決着先送り（2026年4月まで!!）は「大人の都合」によるものであり、子ども達には大きなマイナス。早期、前倒し導入の要。
 - 高齢者等の包括的ソーシャルワーク ➡ 「社会福祉士」
 - 精神障がい者のソーシャルワーク ➡ 「精神保健福祉士」
 - 子どものソーシャルワーク な し➡ 「子ども家庭福祉士（仮称）」
- 子どもの「意見聴取」、「意見表明支援」は子どもの権利重視を促進。

家庭養育推進施策における今後の課題等（その1）

（児童相談所、制度等）

- 中核市への児童相談所必置化（保健所並び）
- 全ての児童相談所に「里親・養子推進係・課（仮称）」、「家庭（移行）支援係・課（仮称）」を設置、専門担当者を増員
- 里親、養子、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の早期創設
- 特別養子縁組の位置付け明確化、支援等強化（統計、支援、経済的支援、研修強化、フォスタリング事業化）
- 全ての一時保護に司法関与を。一時保護時の子どもの通学権等権利保障の徹底。一時保護における「家庭養育優先原則」（里親委託など）の徹底。
- 全児相設置自治体での「アドボケイト制度（意見表明支援員）」の整備
- 「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設 ➡「予防」の徹底
- ICT・AI活用を含む要保護児童の情報の早期一元・共有システム化（モバイル端末活用により、現場対応迅速化）
- 施設の高機能化・多機能化の推進、施設体系の見直し
- 児童相談所、施設等を客観評価する「日本版Ofsted」の創設

（里親養育、特別養子縁組の推進）

- 全ての児童相談所に「里親・養子推進係・課（仮称）」を設置、専門担当者を増員（再掲）
- 民間フォスタリング機関空白区の早期解消、専門性・質向上（研修等）
- 里親・養子制度における専門性向上、多類型化（含む「一時保護里親」）、研修の頻回化、日常的助言体制充実。
- 里親、養子、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の早期創設（再掲）
- フォスタリング機関の実効性ある第三者評価（含む「アウトカム」）
- TVでのゴールデンアワー放映等、政府広報の格段の強化

家庭養育推進施策における今後の課題等（その2）

（「予防」を含む「家庭支援」の強力推進）

- 全ての児童相談所への「家庭（移行）支援係・課（仮称）」設置。「在宅措置」、「通所措置」等を含め、虐待予防、親子関係再構築に向けた保護者等支援など「予防」を推進するとともに、里親家庭、養子家庭への家庭支援を格段に強化。

例：「ショートステイ里親」推進、など。

（基礎自治体による家庭養育支援）

- 市区町村による実効性あるソーシャル・ワーク、児相相談所・里親支援センター・児童家庭支援センター・民間NPO等との連携
- 「こども家庭センター」はじめ、市区町村における子ども家庭担当ソーシャルワーカーの能力（研修体制）、人数との増強

（全国の官民人材の資質向上）

- 「こども家庭福祉士（仮称）」の早期の国家資格創設

（逆境体験児童へのメンタルケア充実）

- 医学教育における教育充実、児童精神科医療の診療報酬の格段の引き上げ、人員配置基準の格段の強化、「隔離室」の廃止など。
- 米国 CDC の ACEs Study 等を参考に、逆境体験の長期的影響に関する研究の開始 ➡ EBPMへ

「特別養子縁組」の取り扱いの改善、充実

- ★ 平成28年児福法改正により、特別養子縁組は児童相談所の正規の業務化。しかし、制度自体は裁判所所管であるなどから、養子成立後は「普通の親子」と見られがちとなり、養親、養子のケアニーズを充たしていない可能性。この際、省庁縦割りの弊害を超越し、「こども家庭庁」が創設されたこの機を捉え、制度、扱いを「個々の子どもの健全な養育実現」の観点から一元的に、さらに大きく見直す要。
- 特別養子縁組関連諸統計の整備、一元把握、公表（児童相談所・民間団体扱い双方）
- 養子縁組成立後、養子が18歳到達までの養子家庭への支援、養親研修の義務化、充実。
 - 養子家庭への支援・経済的支援提供を義務付けるとともに、養親への研修をフォスタリング業務の対象とすべき。
 - 医療費の無料化、高等教育就学支援制度の対象化など、里親制度との整合性確保。
 - 民間団体関与ケースも、児童相談所関与により、同等の扱いへ。
- 養子縁組成立後の養子を含め、子ども全般が利用可能な、独立した相談窓口の設置（3桁番号の新設等）。
- 養子縁組データの国による集中管理により、「出自を知る権利」を保障するとともに、国際養子の適切性を審査、データ管理。

<参考>

「『フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン』について」から抜粋
(厚労省子ども家庭局長通知、平成30年7月6日)

○なお、法律上、親族里親や養子縁組里親もフォスタリング業務における支援対象に含まれるが、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についてはフォスタリング業務には当たらない。

二方で、養子縁組成立後の養親及び養子への支援については、都道府県(児童相談所)の業務として児童福祉法第11条第1項第2号トに規定されていることから、

- ・ 都道府県(児童相談所)のフォスタリング業務を担う職員が、フォスタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することや、
- ・ フォスタリング業務に付随するものとして、民間フォスタリング機関に委託することも考えられるが、いずれの場合においても、支援の連続性が確保されることが望ましい。

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ **こどもまんなか社会の実現**に向けて、常に**こどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織**として、こどもと家庭の**福祉の増進・保健の向上**等の支援、**こどもの権利利益の擁護**を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ **総理直属の機関**として、**内閣府の外局**とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等を有する大臣を必置化**
- ◆ **総理を長とする閣僚会議**を一体的に運営、**大綱**を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ **主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管**
〔内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ **国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整**

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ **各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組**を行うとともに、**新規の政策課題**に取り組む

体制と主な事務

長官官房

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

こども成育局

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

こども支援局

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

◆ **令和5年4月1日**

こども基本法の概要

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利**が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、**年齢及び発達**の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会**・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- **こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② **こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日: 令和5年4月1日

検討: 国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討